

令和6年度宮崎県介護ロボット・ICT導入支援事業の募集について

1 目的

介護現場において、介護ロボット・ICT機器の導入は、介護職員の身体的負担の軽減や介護業務の効率化を可能とするものであり、介護職員が継続して働くための環境整備に有効であるため、介護保険施設・事業所における介護ロボット・ICT機器の導入に係る経費について補助を行う。

2 補助事業の概要

(1) 実施主体

宮崎県内にある介護保険施設・事業所

(2) 補助対象事業等

以下の要件を満たす機器・システム等を導入する際の経費を支援する。

ア 介護ロボット等の導入支援

(ア)介護ロボット	1.日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。 2.次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 ・ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、 ②これによって得られた情報を解析し、 ③その結果に応じた動作を行う介護ロボット ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成25年度～平成29年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(平成30年度～令和2年度)、「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」(令和3年度～)において採択された介護ロボット(「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。) 3.販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。
(イ)その他	介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等。

イ ICT等の導入支援

(ア)介護ソフト	<p>「居宅介護支援事業所とサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（以下「ケアプラン標準仕様」という。）の対象となる介護サービス事業所については次の1及び2を、それ以外の介護サービス事業所については1を満たす介護ソフトであること。また、1及び3を満たす介護ソフトについても対象とする。</p> <p>1. 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないこと。）</p> <p>2. ケアプラン標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン標準仕様に準拠し、以下のイ）からホ）までの全てのCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。</p> <p>イ）利用者補足情報 ロ）居宅サービス計画1表 ハ）居宅サービス計画2表 ニ）第6表（サービス利用票）、実績情報 ホ）第7表（サービス利用票別表）</p> <p>3. いずれかを対象としたソフトウェアであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア ・「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア ・厚生労働省が定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア
(イ)情報端末	<p>タブレット端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものであること。</p>
(ウ)通信環境機器等	<p>(ア)、(イ)を利用するにあたり必要なWi-Fiルーター等Wi-Fi環境を整備するために必要な機器（ただし、通信費は対象外とする。）。</p>
(エ)保守経費等	<p>クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入にあたっての職員のスキルアップ研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など。</p>
(オ)その他	<p>バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成等の業務）のためのソフトの導入、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援ソフトに係る経費（ただし、当該年度の補助による場合を含め、一気通貫（転記等の業務が発生しないこと）の環境が実現できている場合に限る。また、ICTの活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等の経費など。</p>

ウ パッケージ型導入支援

(ア)介護テクノロジーのパッケージ型導入支援	<p>ア及びイで定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる場合に必要な経費</p>
(イ)見守り機器の導入に伴う通信環境整備	<p>Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）</p> <p>職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）</p> <p>介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）</p> <p>既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象。</p>

(3) 補助率等

- ① **補助額** 補助率は全ての事業で 4分の3
- ② **補助上限額** 以下に定めるとおり

ア 介護ロボット等の導入支援

補助対象経費	上限額（1台あたり）
(ア)介護ロボット（移乗支援、入浴支援） (イ)その他で示す機器等	<u>100万円</u>
上記以外の介護ロボット	<u>30万円</u>

イ ICT等の導入支援

職員数（※）	上限額
1名以上10名以下	<u>100万円</u>
11名以上20名以下	<u>160万円</u>
21名以上30名以下	<u>200万円</u>
31名以上	<u>260万円</u>

※ 計画書提出時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

ウ パッケージ型導入支援

1事業所につき補助上限額 1,000万円（※1事業所につき1回の補助）

(4) 補助要件等

- ① 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
- ② 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。
- ③ 厚生労働省が発行する「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」、「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き」、「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」、「介護ロボットのパッケージ導入モデル」、「介護現場で活用されるテクノロジー便覧」を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。
- ④ 介護現場における生産性向上の取組に関する研修会等（介護現場における生産性向上推進フォーラム、介護現場における生産性向上ビギナーセミナーなど）に参加（オンデマンド視聴を含む）すること。
- ⑤ 補助を受けた事業所は、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence；LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。なお、本

事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

- ⑥ 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。
(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)

3 対象外となる経費について

- ・ 交付決定前に発注、購入、リース又は工事請負契約を締結したもの
- ・ この補助金の交付と対象経費を重複して、国及び本県の他の補助金の交付を受けているもの又は受ける予定のもの
- ・ 持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンター等の端末
- ・ 既に保有しているソフト及び機器等の廃棄にかかる経費
- ・ インターネット回線使用料等の通信費
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ その他、本事業として適当とは認められない費用

4 今後の事業スケジュール (予定)

主体	内容	時期
県⇒事業者	募集 (※要望調査)	8月30日 (金) ~9月29日 (日)
事業者⇒県	交付申請 (※後日県から案内)	10月中旬頃
県⇒事業者	交付決定通知	10月下旬~11月上旬
事業者⇒県	事業着手 (※交付決定後) 実績報告	交付決定日~1月31日 (金)
県⇒事業者	額の確定通知	2月下旬~3月上旬
事業者⇒県	請求書提出	3月上旬~
県⇒事業者	補助金支払い	3月末まで

5 本補助金にかかる公募期間及び提出方法

- ・ 公募期間：令和6年8月30日 (金) から令和6年9月29日 (日)

※ 公募期間終了後、提出された要望調査をもとに審査を行い、その後本申請の手続のご案内をする予定です。

※ 要望額が予算額を上回った場合は、過去の補助実績等を考慮して事業を採択することとなります。今回の要望調査の回答をもって、補助金の交付が確約されるものではありませんのであらかじめ御了承ください。

- ・ 提出方法：電子申請システム

【電子申請 URL】 <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/3x3zHP08>



【問合せ先】

宮崎県福祉保健部長寿介護課

居宅介護担当 (ICT関係)、施設介護担当 (介護ロボット関係)

TEL : 0985-26-7058